

目 次

第1 本指針の位置付け

第2 こども・若者支援の必要性及び担当部署設定等の体制整備

第3 子ども・若者総合相談センター

1 子ども・若者総合相談センターの役割

- (1) 子ども・若者総合相談センターの概要
- (2) 子ども・若者総合相談センターを設置する意義・効果
- (3) 対象者
- (4) 関係機関・事業等との関係性
- (5) 運営体制

2 具体的な業務

- (1) 市区町村子ども・若者総合相談センターの役割
- (2) 都道府県子ども・若者総合相談センターの役割

第4 子ども・若者支援地域協議会

1 協議会を設置する趣旨

2 協議会の基本的な仕組み

- (1) 対象となるこども・若者
- (2) 設置主体
- (3) 協議会の名称
- (4) 構成者
- (5) 運営方法
- (6) 都道府県の設置する協議会と市町村の設置する協議会との役割分担
- (7) 都道府県の協議会の設置形態
- (8) 相談から支援に至るまでの流れ

3 調整機関

- (1) 役割
- (2) 想定される機関

#### 4 指定支援機関

- (1) 役割
- (2) 想定される機関
- (3) 適切な民間団体が当該地域に存在しない場合

#### 5 既存の協議会との関係

- (1) 既存の会議体の活用
- (2) 既存の会議体及びネットワーク等との連携

#### 6 秘密保持義務

- (1) 趣旨
- (2) 適用範囲
- (3) 罰則
- (4) その他注意を要する例

#### 7 個人情報について

- (1) 個人情報保護法における、個人情報の第三者提供について
- (2) 協議会における個人情報の取扱い
- (3) 各構成機関等における個人データの第三者提供について
- (4) 情報の安全管理

#### 8 協議会設置の準備

- (1) 準備会の開催
- (2) 協議会設置のためのチェックポイント
- (3) 要綱の作成
- (4) 公示
- (5) 構成機関等に対する協力要請
- (6) その他

#### 9 人材の養成

## 第1 本指針の位置付け

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）は、「地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点である子ども・若者総合相談センター（以下「センター」という。）としての機能を担う体制を確保するよう努めること（法第13条）」及び「地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の設置に努めること（法第19条第1項）」を求めている。

本指針は、地方公共団体においてセンター及び協議会を運営する際の拠り所となる基本的な考え方を取りまとめたものである。もとより地方公共団体ごとに子ども・若者をめぐる環境は異なり、また、実際に活用することのできる社会資源にも違いがある。そこで、地方公共団体にあつては、この指針を勘案し、それぞれの実情に合った効果的な運用を工夫していくことを期待したい。

## 第2 子ども・若者支援の必要性及び担当部署設定等の体制整備

社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援については、平成22年に施行された法に基づき各種施策を進めてきたところ、令和5年に施行された「こども基本法」（令和4年法律第77号）においても、次世代の社会を担う全てのこどもが尊重され、自立した個人として健やかに成長することができる機会を等しく与えられる社会の実現を目指すことが明記され、その実現に向けて、こども家庭センターの整備をはじめ、家庭状況に応じた各種施策の充実を図っているところである。

一方、義務教育期を終え、高等教育への進学や就職等、それぞれのライフステージを進んでいく大人への移行期にある子ども・若者の中には、社会的自立に向けた様々な変化を迎える中で、直面する様々な課題を乗り越えるために多くのサポートを必要としている。しかし、家庭や地域の包摂力の低下等を背景に、家庭や地域等で必要なサポートが得られない者も少なくなく、そうした子ども・若者が安心して困りごとを話し、受け止められ、サポートを受けることができる環境を地域で整備していくことが求められている。

そうした子ども・若者は、相談窓口へのアクセスに対する心理的なハードルの高さから相談できる場所や支援者につなぐりにくく、また、15歳や18歳などの年齢等による制度の接合性の問題により、支援が途切れやすいという特徴がある。加えて、子ども・若者が抱える課題は多様であり、また、複合的な要因が関係していることが少なくない。そうした子ども・若者の状況を踏まえると、子ども・若者支援には、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、多分野にわたる関係部署・関係機関、民間団体等とのネットワークをそれぞれの地域で整備し、支援を要する個々のケースに応じ、地域にある様々な社会資源を組み合わせ、多様なアプローチを組み立

てていくことや、関係機関が連携してこども・若者を継続的に支援していくことが効果的である。

都道府県及び市区町村は、各分野の支援制度・施策等の狭間で支援を必要とするこども・若者を取りこぼしてしまうことを防ぎ、こども・若者支援を効果的に実施するためには、まずは困難を有するこども・若者支援を課題横断的に所管する部署を定めることが必須である。そして、こども・若者とつながり、相談をワンストップで受けるセンター及び多分野にわたる関係部署・関係機関、民間団体等との連携のためのネットワークである協議会の設置や機能強化を推し進めていく必要がある。

なお、こども・若者支援の所管部署の在り方は、それぞれの地域における取組の経緯等により多様に異なることが想定されるため、関連分野を含めた協議により、各自治体に合った体制の在り方を検討することが求められる。

協議会及びセンターが未設置である地方公共団体においても、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に対する支援が途切れることのないよう、既存の相談機関等を活用しつつ、困難を有するこども・若者に関する相談・支援の機能を確保するとともに、こども・若者が同機能を十分に認識し利用できるよう、地域住民等に周知しておくことは必要である。

なお、その際には、将来的な協議会及びセンターの設置の可能性も視野に入れつつ、協議会やセンターを先行して設置している他の地方公共団体の取組について、必要に応じて視察や情報収集を行い、その運営体制、関係機関の参画状況、相談から支援に至るまでの流れ等を把握することとともに、関係部署、関係機関、民間団体等の既存の相談・支援窓口の棚卸しを行い、対応する課題や対象者、提供している支援内容等を整理することにより、自地域における支援資源の全体像を把握することが、地域の実情に即した若者支援の在り方を検討していくうえで効果的である。

### 第3 子ども・若者総合相談センター

#### 1 子ども・若者総合相談センターの役割

##### (1) 子ども・若者総合相談センターの概要

センターは、地方公共団体がこども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点である。幅広い分野にまたがるこども・若者の問題への相談にワンストップで対応することにより、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たす。センターは、相談者に対する的確な情報提供・助言やつながりを行い、関係機関等との連携により必要な支援を組み合わせるコーディネート機能を担う。

なお、センターの「設置」とは、センターとして独立した窓口や関係施設を新たに設けることや、「子ども・若者総合相談センター」という名称を冠した組織であることを求められるわけではなく、上述の機能を有することそのものを指す。

##### (2) 子ども・若者総合相談センターを設置する意義・効果

こども・若者は、複合的な困難を有したり、困難やニーズの言語化が難しい状況にあったりすることも多く、そのようなこども・若者が必要な支援につながるためには、困難の種類を問わず、まずはつながることができ、相談できる機能を確保することが重要である。

総合相談窓口であるセンターを設置することで、どこに相談すればよいのか分からない、当てはまらない、相談しづらいなどの状況を受け止め、既存の相談窓口の「狭間」を埋める役割を果たす。また、センターが拠点となり、地域におけるこども・若者支援の実施体制及びネットワークの中核を担う存在として、地域の資源をつなぎ、支援の経験を蓄積していくことによって、単一の領域ごとの対応では実現しにくい、相談者のニーズや状況に応じてネットワークを活かしたきめ細かな相談対応を行うことや、年齢などの壁にとらわれず切れ目ない支援をつなぐこと等が可能になる。

### (3) 対象者

センターが対象とする者は、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する、全てのこども・若者である。「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者」であるひきこもりや若年無業者、不登校状況にあるこども・若者や、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーに限らず、複合的な困難や生きづらさなどの悩みを抱えている者が幅広く含まれる。例えば、発達傾向などの本人に関する課題もあれば、家庭や身近な地域、学校や職場などの所属するコミュニティの中で感じるしんどさなどの課題もあることが想定される。

また、こうした困難が既に表出しているこども・若者だけでなく、困難に至る前段階で迷ったり、悩んでいたりするこども・若者など、将来新たに困難が表出するかもしれないケースに対し、早期から関わり、困難が深刻化することを防ぐなど、予防的な関わりもセンターにおける取組の重要な要素である。

なお、こども・若者とは、30歳代までを指すことから、センターの対象は、18歳以上を含むことが当然想定される。一方、18歳未満については児童福祉機関が主として支援の役割を担っているところ、センターにおいても、児童福祉との接合が十分行えるよう、同年齢未満の一定の年齢層を対象に含めることが望ましい。

### (4) 関係機関・事業等との関係性

こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、教育相談センター、重層的支援体制整備事業による取組等、各分野が実施するこども・若者支援に関わる関連機関・事業等の対象者や支援内容を踏まえ、それぞれの地域の実情に合わせてセンターが担う役割・機能を定めることが効果的である。例えば、15歳や18歳などの年齢による環境変化により支援が手薄になりやすい移行期の対応、緊急対応を要す等のハイリスク層ではないものの伴走的なサポートを必要とするこども・若者への対応、こども・

若者を中心に家族が複合的な課題を抱えている時の対応をセンターの役割とするなど、こども・若者に焦点を当てた総合相談の拠点としての強みを活かした役割を担うことにより、地域全体として切れ目のない支援体制を築くことが必要である。

なお、児童福祉部門との役割分担については、こども家庭センター等の児童福祉機能においては主に養育支援の観点における児童及び家庭への支援を実施し、センターにおいては、本人の社会的自立に向けた支援を役割とする。その際、養育支援と自立支援の両方の観点が必要なケースもあるため、相互が連携して対応することが望ましい。

また、センターは、上述のとおり、こども・若者支援に関わる多分野の関係部署・関係機関、民間団体等とのネットワークを活用し、個々の対象者への相談対応や支援（つなぎを含む）を行う拠点であり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野との連携が不可欠である。このため、協議会の設置自治体では、協議会とセンターの担当部署や実施機関・団体が同一であることが望ましい。加えて、例えば、連携先の支援機能や専門職の配置状況などを把握しておく、協議会等の場を活用し、相談員同士の交流や良好なコミュニケーションを持っておく、若者をつないだ後も必要に応じてフォローアップを行うなど、関係機関との円滑な連携体制を築くことが重要である。

#### (5) 運営体制

センターは、法において、地方公共団体が「単独で又は共同して、確保するよう努めるもの」とされており、その運営形態は自治体直営のほか、民間団体への運営委託（指定管理を含む）や圏域での共同設置など、様々な形態が考えられる。地方公共団体によっては、委託先の民間団体が別に受託した関連事業と併せて一体的な運営を行ったり、複数の地方公共団体との連携をつなぐ存在として機能したりしている例もある。他方、地方公共団体直営としての強みを活かし、こども家庭センターや教育相談機関などの関連機関・事業等との円滑な連携を実現している例もある。各地域の特性や地域資源の状況等に応じた在り方を検討することが望ましい。

また、センターの運営に当たり必要な人員体制は、センターが備える機能に応じて検討することとなる。スタッフの配置要件として相談支援に関する有資格者等の配置が必ず求められるものではないが、日々の相談対応や支援を振り返り、適切な助言・指導を受けることができる環境を確保するために、社会福祉士等のソーシャルワークの専門職を配置することが効果的である。また、対応が難しいケース等について専門的な助言・アドバイスを必要とする場合に備え、センターとして各種専門職（相談援助職、心理職など）からスーパーバイズを受けることができる体制を構築することも効果的である。

## 2 具体的な業務

センターにおけるこども・若者支援を効果的に展開するため、センターは次のような機能を持つ。

### ○相談支援業務

#### ・相談への導入

相談窓口につながりにくいこども・若者とつながるためのアプローチとして、センターの周知に加えて、こども・若者との接点を持つための仕掛けを行う。

#### ・相談対応

様々な相談の受け皿となり一次的に相談に対応するため、関係機関のリストを整備するなどして地域内の他の適切な機関につないだり、対象者からの求めに応じた情報提供を行ったりするほか、対象者のニーズや状況に応じて支援計画を立案する。

#### ・フォローアップ

相談者や関係機関との関係性を保ち、継続的なフォローアップを行う。

### ○地域資源の開拓・広報啓発

・多分野にわたる関係機関等（庁内の関係部署、都道府県と市区町村、官民）との連携のため、例えば、会議体や研修会、日頃からの地域の民間団体・企業やボランティア等の多様な関係者との関わりを持ち、こども・若者支援のサポーターとなる地域の資源を開拓していく。

このほか、都道府県が設置するセンターにおいては、管内の未設置市区町村における相談支援業務を行うことに加えて、管内市区町村が設置するセンターでは対応しにくい広域での対応が必要となるケースについて調整を担ったり、市区町村と協力して、管内の地域資源の開拓や、こども・若者支援の重要性やセンターが担う機能について広報啓発を主導したりするなど、圏域全体でのこども・若者支援の充実に向けた活動を行う。

以下においてはそれぞれの機能の詳細について記載する。

#### (1) 市区町村子ども・若者総合相談センターの役割

##### ア 相談支援業務

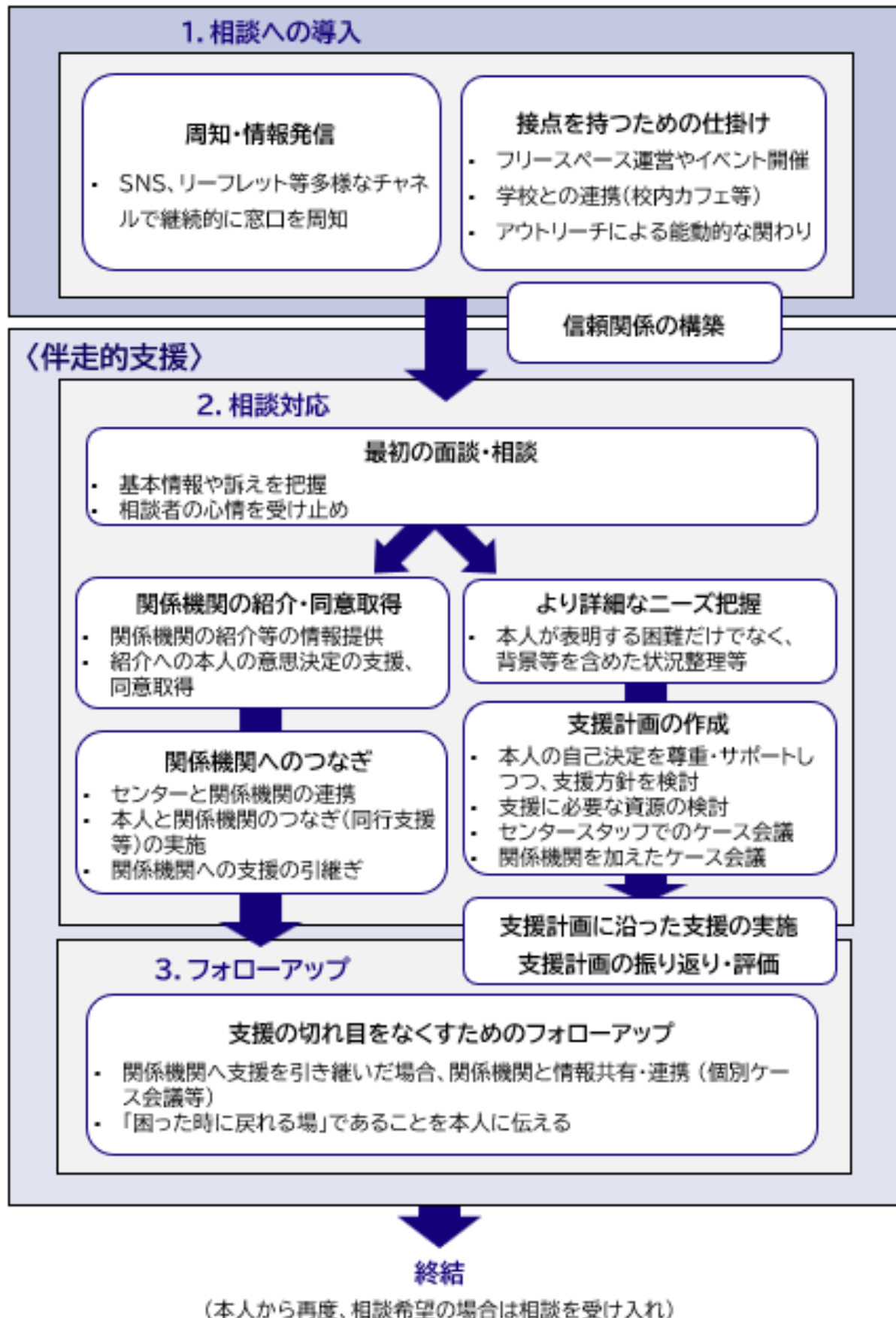
相談支援業務は、センターの中心的な業務である。

センターにおける相談支援業務は、下図のとおり、大きく「相談への導入」、「相談対応」、「フォローアップ」で構成される。各センターにおいては「相談への導入」～「フォローアップ」の導線を確保されたい。

ここでは、多くの自治体がまずは備えるべき機能を＜ファーストステップ＞、もう一步踏み込んだ、追加的に確保することが効果的であり望ましい機能を＜ネクストステップ＞として記載している。センターにおいては、＜ファーストステップ＞及び＜ネクストステップ＞いずれの機能も備えていることが望ましいが、例えば新規にセン

ターを設置し全ての機能を一度に確保することが難しい状況等においては、まずは＜ファーストステップ＞の機能を確保した上で、＜ネクストステップ＞を確保する等、順次実施することもある。

図：相談支援の一連の流れ



## (ア) 相談への導入

### <ファーストステップ>

#### ○対象者や家族・関係機関等に向けた周知・情報発信

こども・若者に対する周知・広報においては、支援を必要とする本人や本人と日頃接している家族・関係機関等に情報が確実に届くよう、また、「支援」を受けるということに対する抵抗感を下げるため、発信方法を工夫することが重要である。

このため、センターは、「ちょっと困ったときに気軽に相談できる場所がある」というメッセージを継続的に発信し、既に社会生活に困難を有するこども・若者だけを対象とするのではなく、深刻な困難に至る前に「迷ったり、悩んだりしている段階」でつながれるような工夫を行うとともに、実際に支援が必要になった際にこども・若者がアクセスできる環境を整える必要がある。

具体的には、こども・若者が日常的に接する媒体や場所を重視し、SNS による発信や学校・青少年施設等におけるリーフレットの配布・掲示など、多様なチャンネルを通じて相談窓口を周知することや、「支援」という言葉を前面に押し出すのではなく、利用者に対等な関係性を印象付ける表現を用いること、こども・若者の目線に立った親しみやすい言葉遣いやデザインを用いて心理的ハードルを下げること等の工夫が考えられる。

### <ネクストステップ>

#### ○こども・若者との接点を持つための仕掛け

相談窓口につながりにくいこども・若者とのつながりを築くためには、相談支援に入る前に、まずこども・若者との接点を作り、関係性を構築することが必要である。

具体的には、フリースペースの運営やイベントの開催、校内居場所カフェ等の学校との連携等によるきっかけづくりが考えられる。オンラインの活用によって利便性を向上させたり、遊びを取り入れた活動等、支援を目的化しないことによってこども・若者が相談時に感じる心理的ハードルを低減させたりするような取組も効果的である。さらに、家族や関係機関からの情報提供を受けてアウトリーチを行うことは、来所できないあるいは来所しようとしにくいこども・若者とのつながりを築く上でも有効な手段となる。また、センター自らがこうした活動を行うだけでなく、地域で同様の活動を行っている団体等と連携することも考えられる。

また、これらの取組を行うためには、日頃から学校や地域への働き掛けや連携を行うことにより、気になる様子があるこども・若者の情報を把握し、早期から関わりを持つことが必要である。

## (イ) 相談対応

### <ファーストステップ>

#### ○最初の面談・相談

相談支援の開始に当たる最初の面談・相談としては、電話、メール、SNS、面談

等、対面又はオンライン、訪問等、様々な手段が考えられる。面接・相談では、対象者の基本情報や抱える課題、訴えを把握していくことに加えて、本人の表現を否定せずにまずは受け止めることはもちろん、指示や指導をしたり、先回りして誘導的になったりすることなく対象者の言語化を待ちつつ、信頼関係を構築することを重視する必要がある。

対象者の居住地や年齢等の条件から、センターの相談対象外である場合には、対応可能な支援機関を紹介する等の対応を行うこととなるが、その際にも、相談に至った対象者の心情を受け止め丁寧に傾聴すること、支援機関間で適切に引継ぎを行うこと等、次の支援の機会に着実につなげるよう配慮することが求められる。

なお、緊急度の判断を適切に行い、急を要する場合には速やかに対応することが必要である。

### ○信頼関係の構築

こども・若者にとって相談は大きな勇気を伴う行為であり、「相談してよかった」と思える体験にすることが、その後の支援関係の土台となる。

相談への導入段階における関わりを通じて基本的な信頼関係を築くことのほか、相談対応においては、相談内容によっては関係機関の情報提供や紹介のみを行い対応が終了する場合もあるが、対象者の抱える課題を本人と一緒に明確化していく必要がある場合には、センターは相談回数を重ねながら信頼関係を築き、適切な関係機関へつなぐための支援を行っていく必要がある。

### ○関係機関へのつなぎ

対象者の支援を関係機関に引き継いでいく場合には、原則本人の同意を得た上で、丁寧に支援を移行していく必要がある。その際、対象者が安心して移行できるよう、必要な場合には、つなぎ先の機関にセンターの職員が同行し、関係機関に対象者が抱える課題や思いを伝えるためのサポートをすることが望ましい。

また、家族関係や学校でのトラブル等を抱えている場合には、対象者への支援と並行して、家族支援や教育機関との関係調整等も検討する必要がある。

### <ネクストステップ>

#### ○より詳細なニーズ把握

最初の面談・相談で対象者の基本情報や抱える課題、訴えを把握していくが、背景や経緯等から、対象者が表出している困難への対処以外にも課題や必要な支援があると考えられる場合もある。そのような場合には、相談回数を重ね、対象者とともにより詳細にニーズや課題を整理していく。必要が認められ、対象者が希望すれば、専門のアセスメント機関の利用を勧め、連携して実施していくことも考えられる。

#### ○支援計画の作成・実施、評価

継続的な個別支援が必要なケースでは、「最初の面談・相談」や「より詳細なニーズ把握」で把握・整理した情報を踏まえ、対象者と、また、必要に応じて関係機関と検討を行い、今後の目標に向けた支援計画を作成していく。

センターとして作成する支援計画には、少なくとも、つなぎ先の関係機関の特定や、関係機関による支援につなぐまでにセンターとして行う支援・関わりについて盛り込むことが望ましい。

支援計画の作成に際しては、対象者との面談のほか、場合によっては家族等関係者との面談、センターのスタッフによるケース会議や、複数領域の専門的な支援を要する場合には関係機関も交えたケース会議の開催等を通じて検討し、支援における各関係機関の役割を決めていくことなどが考えられる。対象者本人を加えたケース会議を実施することも効果的である。その際、センターは、対象者の思いや悩みに寄り添い、自己決定をサポートすることが重要である。

支援の開始後は、計画に沿って支援を実施するとともに、定期的なフォローアップを通じて支援の振り返りや評価を行い、対象者が今どのような段階にあるのかを確認することや、その評価を踏まえ、進捗状況に応じて計画を見直し、次のステップに向けた新たな計画を検討し、目標に向けて支援していくことが望ましい。

## ○センターにおける支援

支援の実施に当たっては、学校、警察、医療機関、障害福祉関係機関、児童相談所、こども家庭センター、就労支援機関、自立相談支援機関等の他分野における公的支援や、地域・民間による取組を把握し、適切に組み合わせてつなぐことが重要である。

なお、既存の社会資源だけではこども・若者の支援ニーズを満たせない場合もある。このため、こども・若者支援部署やセンターにおいて、地域における困難を有するこども・若者の支援ニーズを的確に把握し、社会資源が不足している支援については、他分野・他機関に協力を働き掛けるとともに、センターにおいても直接的な支援の役割を持つことが望ましい。例えば、「社会的養護自立支援拠点事業」を活用し、社会的養護経験者等への相談支援・居場所の提供等を実施することや、

「こども若者シェルター・相談支援事業」を活用し、家庭に居場所がないが一時保護の対象とはならないこども・若者への一時的な宿泊場所の提供及び相談支援を実施することなどが考えられる。

## (ウ) フォローアップ

### ○対象者へのフォローアップ

センターにおいて相談受付から関係機関へのつなぎを行った場合でも、継続的な個別支援を行った場合でも、ケースが「終結」に至るためには、対象者と支援者

(センターのスタッフ)の双方の安心が必要である。支援者は、センターはまた来たくなればいつでも戻ってくることができる場であることを対象者に伝え、関係性を継続して見守り、対象者が再びセンターでの相談支援を必要とする場合には、相

談支援を実施していく必要がある。また、気軽に戻ってくることができる場とするために、相談の導入のためのこども・若者との接点を持つための仕掛け（フリースペース等）について、支援を終えたこども・若者も利用できるようにしておくことなども考えられる。

### ○関係機関との連携

複合的な課題を有するケースでは、こども・若者本人や家族の状況を的確に把握するために、各分野の関係機関と密に情報共有を行うことが重要である。協議会を活用するなどした個別ケース会議の開催や日頃からの情報共有を通じて、支援機関が一体となって支援に当たることができるようマネジメントすることが必要である。

また、つなぎ先において安定的に支援が提供されるようになるまで、必要に応じて継続的にフォローアップを行う。フォローアップの頻度や期間は、対象者の状況に応じて柔軟に検討することが重要だが、関係機関につないだ後、少なくとも3～6か月程度は何らかの方法で対象者の様子を確認できるよう検討することが望ましい。また、関係機関の側にその後の経過を確認し、必要があればサポートする用意があることを伝えていくことも必要である。

### イ 地域資源の開拓・広報啓発

こども・若者支援においては、複合的な困難に対する支援を効果的に行うため、多分野の機関との連携が欠かせないほか、行政や制度による支援だけでなく、民間団体や地域住民等の参画を得ることで、こども・若者が、回復や自立に向けて必要な関わりを得られるなど、民間・地域の資源の開拓や連携の強化を行うことも重要である。

#### （ア）マップの作成

センターにおいては、こども・若者等からの相談に対し、有効な支援方針・計画を立案するため、地域に存在するこども・若者支援に活用可能な社会資源を幅広く把握し、対象者の状況に応じた適切なコーディネートを行っていくことが必要である。

その際、対象とすべき資源は、公的機関に限られるものではなく、民間の支援団体、NPO、地域ボランティア、企業等、多様な主体を含むことが重要である。センター又は担当部署が協議会を活用するなどし、主体的に情報収集を行い、自地域においてどのような支援提供の可能性が存在するのかを整理・可視化した「地域資源マップ」を作成しておくことは、相談への対応や関係機関へのつなぎを円滑にし、支援の実効性を高める上で効果的である。

また、既存の資源の把握にとどまらず、支援ニーズと提供体制とのギャップを踏まえつつ、例えば、地元企業や民間団体、地域住民等と共に若者向けのイベント等を実施することによって新たな地域資源を開拓することや、新たな取組に向けた部署横断ネットワークの新設、マップ作成により把握した機関・団体等が協議会に参画し継続的な連携の枠組みづくりなどに取り組むことにより、一層の効果的な支援の実現を図ることも考えられる。

#### (イ) 関係機関等との顔の見える関係性づくり

センターにおける相談支援は、センター単独で完結するものではなく、多分野にわたる関係機関等（庁内の関係部署、都道府県と市区町村、官民）との連携により実現されるものである。

このため、センターは日頃から地域の関係機関・団体等と「顔の見える関係」を構築することが重要である。具体的には、協議会に参加し、こども・若者支援の関係機関等と連携を図ることが必要であるほか、その他要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援制度における支援会議、就労支援に関するネットワーク等の各種ネットワークへの参画や、支援者向け交流会・研修会等への参加を通じて、関係性を築いていくことも効果的である。

#### (ウ) 官民の関係機関・団体や地域住民向け研修、講演会、養成

こども・若者支援は、教育、福祉、保健、医療、労働等の多岐にわたる分野と関わるとともに、対象となる年齢層も広範に及ぶことから、その全体像を一元的に捉えることが容易ではない分野であることに加え、子育て家庭への支援や児童への支援に比して、成人への移行期にあるこども・若者については支援の必要性が広く認識されていない側面もあり、関係機関・団体や地域住民等におけるこども・若者支援に対する理解を広げることが必要である。

また、こども・若者支援においては、行政や支援団体におけるいわゆる「支援」だけでなく、例えば地域の企業や住民による社会参画の機会の提供や、日常的な関わり等が有効な場面も多い。センターにおいては、協議会等とも連携しつつ、関係機関や地域住民や関係者を対象とした広報・啓発活動、講演会や研修会の実施、ボランティア人材の養成等に取り組み、こども・若者のサポーター層を拡大していくことが、地域全体の支援力の向上につながる。

### (2) 都道府県子ども・若者総合相談センターの役割

#### ア 管内未設置自治体における相談支援対応

都道府県が設置するセンターの具体的な役割は、管内市区町村におけるセンターの設置状況によって変動し得る。現時点では市区町村レベルでのセンターの設置数が限られていることから、まずは都道府県が設置するセンターが、センター未設置の管内市区町村におけるこども・若者の相談ニーズを確実に受け止める役割を担うことが必要である。

その際、基本的な機能は市区町村レベルでのセンターの役割に準じるものとし、センターが未設置である自治体に居住するこども・若者等からの相談に対して、困難の状況を踏まえた相談支援対応を行うことが必要であり、都道府県自身が「(1) 市区町村

子ども・若者総合相談センターの役割」と同様の相談支援対応を行うことになる。具体的な対応に当たっては、関係機関等との連携を適切かつ効果的に図ることが重要であり、とりわけ対象者の居住地である市区町村の担当部署と密接に連絡を取り合いながら、当該地域に存在する社会資源や、必要に応じて、他の市区町村と連携し圏域単位での社会資源も最大限活用しつつ、支援のコーディネートを行うことが望ましい。

また、相談の一次的な受け皿として、常設の相談窓口を整備することに加え、センターが未設置である自治体の住民も利用しやすい体制とする観点から、必要に応じて出張相談や臨時の相談窓口の設置を行うなど、こども・若者が地理的条件や交通手段等に左右されることなく相談にアクセスできるよう工夫することが望ましい。

## イ 広域調整

こども・若者の生活環境や支援ニーズは、義務教育終了前後や高校卒業期、あるいは18歳前後での制度・サービスの切り替わりなど、ライフステージの移行に伴い大きく変化する。このような時期には、教育、福祉、保健医療、雇用等の複数分野にまたがる課題が顕在化しやすく、住所地と実際の居住地・活動拠点が異なる場合など、市区町村単独の枠組みでは十分に追いきれないケースも少なくない。

こうした広域的な調整を要するケースにおいて、都道府県が設置するセンターが管内の市区町村や関係機関の間に立ち、支援方針や役割分担についての調整を行うことは、円滑かつ継続的な支援の実施に資するものである。具体的には、管内複数の市区町村間での連携が不可欠な事案に加え、進学・就職・家族事情等により他都道府県との連絡・情報共有・役割分担の調整が必要となる事案についても、都道府県レベルでの広域調整機能を発揮することが望ましい。

## ウ 管内市区町村センターへの助言

一般的に、都道府県の方が市区町村よりも、人的資源が比較的豊富であることを踏まえ、都道府県においては、管内市区町村に設置されるセンターに対する技術的支援・助言機能を担うことが望ましい。具体的には、市区町村に設置されるセンターにおいて対応が難しい、あるいは判断に迷うケースについて、必要に応じて、個別ケース対応に関する助言や情報提供を行うことが考えられる。また、都道府県はセンターが未設置である管内市区町村に対し、センターの設置促進に向けた支援を行うことが考えられる。

あわせて、協議会の枠組みを活用すること等により、管内市区町村に設置されるセンターが蓄積しているケース対応の知見や好事例を相互に共有する場として、研修会や事例検討会等を企画・実施するなど、支援スキルや連携ノウハウの向上を図ることも効果的である。このような取組を通じて、市区町村レベルでの支援力の底上げを図るとともに、都道府県域全体としての支援体制の質的向上につなげていくことが望ましい。

## エ 地域資源の開拓、広報啓発

都道府県が設置するセンターは、都道府県域全体を俯瞰した立場から、市区町村、近隣自治体、関係機関、民間団体等と連携しつつ、こども・若者支援に資する地域資源の開拓および広報・啓発活動を主導的に進めていく役割を担うことが望ましい。

具体的には、各市区町村が有する支援資源や既存のネットワークの情報を把握・整理し、その隙間を補う新たな資源の発掘・連携の仕組みづくりを進めるとともに、広報紙やウェブサイト、講演会・イベント等を通じて、こども・若者支援の重要性や相談窓口の存在を広く周知していくことなどが考えられる。

こうした取組により、地域全体としてこども・若者を支える土壌を醸成し、相談しやすい環境づくりと多様な支援メニューの充実を図ることが重要である。

## 第4 子ども・若者支援地域協議会

### 1 協議会を設置する趣旨

法は、「子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長は我が国社会の発展の基礎をなすものである」との認識を示している（法第1条）。

しかし、近年、こども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の問題は深刻な状況にある。この問題に対応するためには、単一の機関だけでは対応が困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を分野横断的に活用しながら、発達段階に応じた支援を行っていくことが求められている。

そこで、法は、地方公共団体に、このような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を置くよう努めるものとしたのである（法第19条）。

### 2 協議会の基本的な仕組み

#### (1) 対象となるこども・若者

##### ア 原則

協議会における支援の対象は、「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」である（法第15条第1項本文）。

したがって、「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者」であるひきこもり、若年無業者や、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーに加え、「その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」である不登校や被虐待経験など様々な困難を有するこども・若者を幅広く含むことになる。ここで、「子ども・若者」の対象年齢は30歳代までを想定している。

もともと、福祉、雇用といった個別の分野における、それぞれの担当機関や他のネッ

トワークによる支援だけで十分に対応可能なものまですべて協議会で継続的に支援を行う対象とするという趣旨ではない。すなわち、協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要のあるものを扱うということである。

#### イ 具体例

協議会の複数の構成機関が連携して継続的に支援を行うケースとして、例えば、ひきこもり、若年無業者、ヤングケアラー、小学校・中学校・高等学校における不登校の児童生徒など様々な困難を有するケースが考えられる。ここには、発達障害や、被虐待経験を含めた家庭での居場所のなさを背景としたひきこもり、不登校等の状態を含む。

一方、主に単一の機関による支援や他のネットワークによる支援で対応可能なケースとして、①フリーター等の不安定な就業を繰り返す若者等のうち、ハローワーク等の就業支援機関で対応することが適当な者、②医療施設でのケアが支援の大半を占める者、③児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会で対応することが適当な要保護児童等が考えられる。

もっとも、協議会の趣旨は現に困難を有するこども・若者を支援することであり、いわば入口の段階で対象者の区別を厳格に行うことは適切ではない。例えば摂食障害そのものは精神科等における治療の対象であるが、回復に相当の期間を有し、その間に社会適応性が乏しくなった場合には、就業支援や復学支援の必要が生じる場合もあると考えられるように、この協議会は、「ひきこもり、若年無業者、ヤングケアラー、不登校」だけを対象とするものではなく、被虐待経験による影響など将来新たに問題とされるかもしれないケースを含めて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を対象として複数分野の連携による支援を行う仕組みであることに留意する必要がある。

#### (2) 設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である都道府県及び市町村のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれる。

なお、こうした複数の市区町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

#### (3) 協議会の名称

協議会の名称は、必ずしも「子ども・若者支援地域協議会」という文字を用いなければならないものではないが、協議会の設置要綱において本法に基づく協議会であることを示して、位置付けを明確にするべきである。

なお、協議会の名称については、協議会を設置したときに公示すべき事項の一つとなっている（法第 19 条第 1 項、子ども・若者育成支援推進法施行規則（平成 22 年内閣府

令第9号。以下「規則」という。)第2号)。

(4) 構成者 (別添1 参照)

協議会の対象となる困難を有する子ども・若者への対応は、様々な社会資源を活用し、多様なアプローチによってより有効な支援がなされることから、様々な分野の団体・個人から構成される。法は、協議会の構成者として、「国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの」を想定している（法第15条第1項本文）。

もつとも、法律上想定されている教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用のすべての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能である。ただし、設置主体となる地方公共団体における「困難を有する子ども・若者への支援を所掌する部署」は原則として構成機関となる。

また、法第15条第1項における「その他の団体」には、法人のほか、①団体としての組織を備えること、②多数決の原則が行われていること、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること（最判昭39・10・15民集18巻8号1671頁）の四条件を満たすいわゆる権利能力なき社団も含まれる。したがって、法人のほか、権利能力なき社団も協議会の構成機関となることができる。

なお、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成アドバイザー、青少年教育施設や地元企業等には、個別ケースの検討に関わることもある構成機関としてではなく、社会体験や就業体験の場を提供することや、地域の青少年育成活動の実践などの側面的な支援が期待される。また、公民館等の社会教育施設には、家族を含めた一般市民に対する啓発の場を提供すること等が、勤労青少年ホームには、青少年のキャリア形成支援に係る環境整備を図ること等が期待される。

(構成者の具体例)

| 分 野 | 団 体                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 教育  | 教育委員会、教育相談センター、学校（大学を含む。）                                           |
| 福祉  | 福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、社会福祉施設、児童相談所、発達障害者支援センター、ひきこもり地域支援センター、こども家庭センター |

|               |                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 保健、医療         | 精神保健福祉センター、保健所、市区町村保健センター、<br>病院・診療所、心理相談所                              |
| 矯正、<br>更生保護 等 | 保護観察所、少年鑑別所、警察、少年サポートセンター、<br>法的相談機関                                    |
| 雇用            | 地域若者サポートステーション事業・合宿型自立支援プログラムを運営し<br>ているNPO等の法人・団体、ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ |
| 総合相談 等        | 子ども・若者総合相談センター（※）、<br>子ども・若者の支援に携わるNPO等                                 |

※ 「少年補導センター」、「青少年センター」等を含む。

## (5) 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としている以上、まずはそれぞれの機関がお互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要がある。

協議会の運営方法は、設置主体が都道府県か市区町村か、市区町村であっても大規模か小規模かなどにより事情が異なるため一律に考える必要はないものの、理想的には、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられる。

もともと、実務者会議と個別ケース検討会議を分離せず同一の会議にすることや、個別ケース検討会議は対象とするケースの性質に応じて参加する構成機関を限定して開催することも考えられる。また、実務者会議のみで十分に関係者の意思疎通が図られ共通認識が醸成されるならば、必ずしも代表者会議を設ける必要はない場合もありうる。

ここで、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議のそれぞれについて所掌する内容は、例えば次のようなことが想定される。

### ① 代表者会議

代表者会議は、協議会の基本的な運営方針の決定など実際の担当で構成される会議が円滑に運営されるための環境整備を図るものであり、代表者レベルでの連携を深めるとともに、当該地方公共団体における子ども・若者の問題状況について情報交換を行い、関係者の共通認識を醸成することを目的とする。

また、広い関係分野に及ぶ支援の円滑な連携を図る趣旨から、調整機関以外の地方公共団体の関係部局もオブザーバー参加をすることも考えられる。

### ② 実務者会議

実務者会議は、問題となったケースの定期的な支援状況の進行管理、地域の実態把握、それぞれの機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換などを目的とする。

また、家族を対象とした講演会の実施、ボランティアを含む支援者の養成・研修、企業や青少年団体などに対して就業体験や社会体験の場の提供を要請することなど、地域的な広がりを持った支援の基盤整備のために必要な連絡調整を行うことも考えられる。

### ③ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的とする。

## (6) 都道府県の設置する協議会と市区町村の設置する協議会との役割分担

都道府県と市区町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市区町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきである。また、当事者やその家族の立場に立てば、身近な市町村における支援の充実が望まれているものと想定される。

しかし、各地域の実情によっては設置に至らない市町村も存在しうると考えられるので、市区町村が協議会を設置しているかどうかにより、都道府県と市区町村との関係は例えば次のように考えられる。

### ① 協議会を設置している市町区村と都道府県との関係

一般に都道府県の方が市町村よりも人的資源が豊富であることを踏まえ、市町村の協議会だけで扱うことが困難なケースがある場合、これを都道府県の協議会に相談したり、移管したりすることが考えられる。

また、必要に応じ、市町村の協議会に対して都道府県の協議会が助言をしたり、市町村の協議会での会議に都道府県に在職する医師等の専門職を派遣することも考えられる。

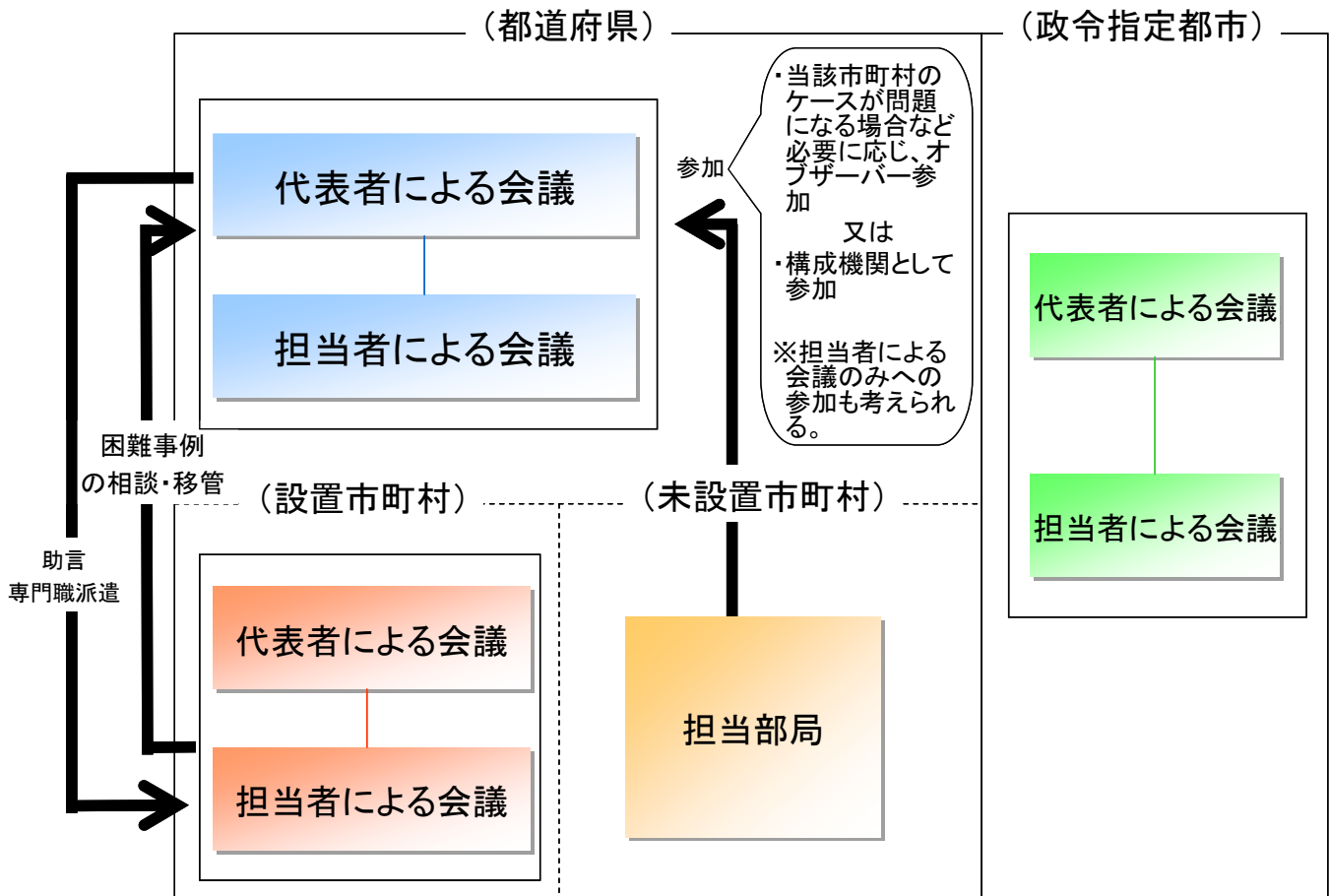
### ② 協議会を設置していない市区町村と都道府県との関係

居住する市区町村が協議会を設置していないために困難を有するこども・若者が適切な支援を全く受けられないということがないようにするには、未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の協議会が扱うことが考えられる。

一方で、個別のケースについて詳細な情報を都道府県が収集・整理することは効率的ではない場合もありうる。そこで、協議会未設置市区町村におけるケースが問題になる場合には、当該市区町村の担当部署は、都道府県の協議会の会議にオブザーバーとして参加することが考えられる。この場合には、秘密保持義務に関し、本法ではなく地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 60 条第 2 号の適用がある。また、都道府県の協議会が都道府県域を複数に分けて設置されているような場合（（7）の②、

③) には、当該市町村の担当部署は都道府県の協議会の構成機関となることも考えられる。

(参考)



なお、市区町村との役割分担の観点などから、都道府県において個別ケース検討会議までは設けない場合であっても、代表者会議や実務者会議の機能を有する協議会を設置して、精神保健福祉センターなど都道府県レベルの既存の関係機関・団体相互の連携強化を担保し、相談体制の実質的な充実を図ることが望まれる。

#### (7) 都道府県の協議会の設置形態

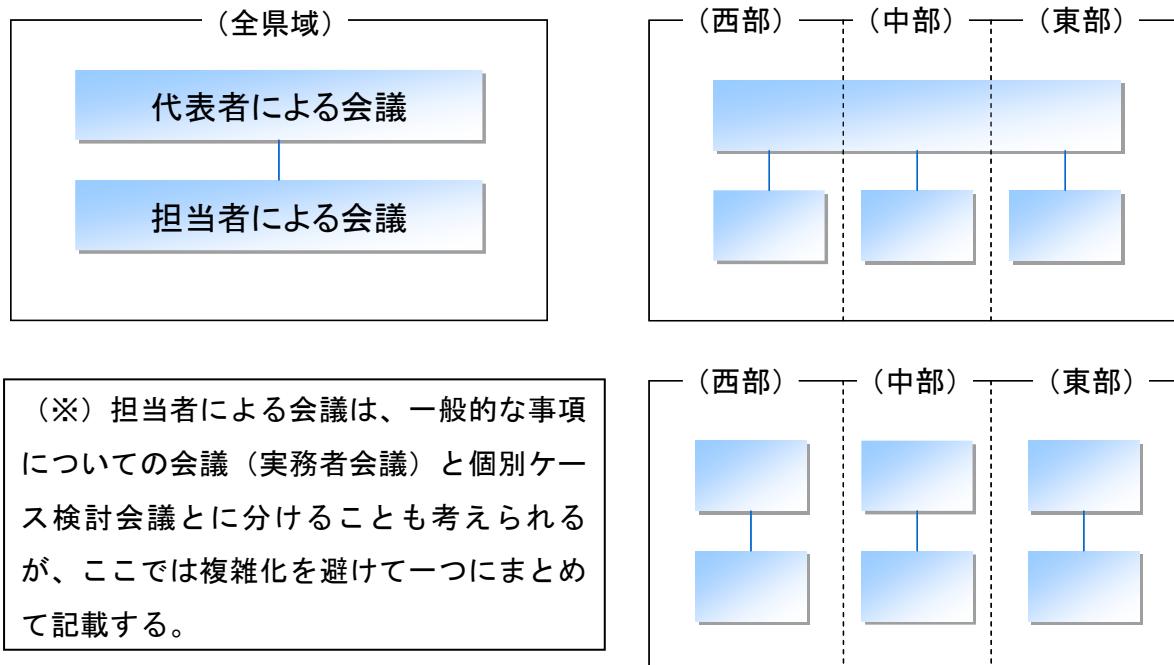
(6) に示した都道府県と市区町村の関係を前提とすれば、都道府県の協議会の設置形態は市区町村の協議会とは異なり、以下の3つの方法のいずれかをとることが考えられる。また、政令指定都市の協議会は都道府県の協議会に準じて考えることが適当である。

- ① 全都道府県域で一つの「代表者による会議」及び「担当者による会議（実務者会議及び個別ケース検討会議をいう。以下同じ。）」を設けること（左上図）。
- ② 全都道府県域で一つの「代表者による会議」を設けた上で、都道府県域を複数に分けてそれぞれに「担当者による会議」を設けること（右上図）。

- ③ 都道府県域を複数に分けて、それぞれに「代表者による会議」と「担当者による会議」を設けること（右下図）。

(参考)

### 各都道府県の協議会の設置形態例



### (8) 相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、関係機関の紹介から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じた運営となるが、個別ケース検討会議を開催して支援を行う場合、こども・若者の立場からは次のような例が想定される。なお、早急に支援が必要な場合は、ここに示す例にかかわらず臨機応変な対応が必要である。

- ① 困難を有するこども・若者である X 又はその家族は、子ども・若者総合相談センターに相談。
- ② 子ども・若者総合相談センターは適切な関係機関（機関 A）を X に紹介。
- ③ X は、子ども・若者総合相談センターから紹介された個別の関係機関（機関 A）に相談。
- ④ 相談を受けた個別の機関（機関 A）は、機関 A だけで対応するよりも、他の機関（機関 B、機関 C）とも連携をとって対応した方が効果的と判断。
- ⑤ 機関 A は、調整機関を通じ、協議会（個別ケース検討会議）の場で提案（機関 A 又は調整機関は事前に機関 B、機関 C と意見のすり合わせを行うことも考えられる。）。
- ⑥ 協議会において、機関 A が中心となりながらも、機関 B、機関 C が連携して支援することとし、今後の支援方針を取りまとめ。調整機関は、議論の概要及び会議の結果を記録・保存。

- ⑦ 機関 A から X に対し、支援方針など必要な事項を伝達。
- ⑧ 機関 A は協議会において状況を適宜に報告し、協議会は必要に応じ支援方針を再検討。
- ⑨ 調整機関は支援の結果を記録し、保存。
- ※ 個人情報の取扱い上の留意点については、「7 個人情報について」を参照のこと。

### 3 調整機関（法第 21 条）

#### (1) 役割

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とする。

調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

#### ① 協議会に関する事務の総括

- ・ 協議事項等の協議会開催に向けた準備
- ・ 協議会の議事運営、議事録の作成、資料の保管
- ・ 協議会で対象となった個別ケースの記録の管理

#### ② 支援の実施状況の進行管理

#### ③ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整

#### (2) 想定される機関

調整機関に指定されるのは、各地方公共団体の青少年担当部署のほか、子ども・若者総合相談センターも想定される。一方で、福祉、保健、医療、雇用を所掌する部署又は教育委員会が困難を有する子ども・若者への支援の中心となってきた地方公共団体もあり、具体的にどの機関を調整機関として指定するかは各地方公共団体の判断による。なお、民間団体に調整機関の業務を委託することも可能である。

### 4 指定支援機関（法第 22 条）

#### (1) 役割

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子ども・若者に対し法第 15 条第 1 項各号に規定する支援を担うことをその役割とする。

また、①支援に関する実践的・専門的な情報の提供、②調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待される。

なお、指定支援機関の行う支援が従前の公的支援とは別の新たなサービスを提供するものであれば、その利用者に利用料等の負担を求めることもありうる。

#### (2) 想定される機関

協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから、指定支援機関を指定することができるが、指定できるのは公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人などの民間団体である。

そもそも指定支援機関の制度が設けられた趣旨は、従来公的機関では対応が十分ではなかった種類の支援や民間的発想を生かした方法による支援を充実させることにあるので、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等すべての分野における支援を行っている団体でなければ指定支援機関に指定できないというものではない。

また、指定支援機関がすべての分野における支援を行えるものではない以上、必要に応じ、精神保健福祉センター等による支援はもとより、従来から公的機関で行ってきた支援を継続させていくべきである。

なお、ある協議会において一つの民間団体を指定支援機関とした際に指定されなかった他の民間団体であっても、当該協議会の構成機関となりうる。

### (3) 適切な民間団体が当該地域に存在しない場合

様々な社会資源を活用して困難を有するこども・若者を支援する観点からは、できるだけ指定支援機関の制度を用いることが望ましい。また、指定支援機関は地理的に協議会を設置する地方公共団体内に所在する必要はなく、利用可能であれば他の都道府県・市区町村に所在する団体を指定することもできる。

ただし、指定支援機関は協議会の必置機関ではないことから、住民に対し効果的な支援を行いうる団体がない場合にまで、この制度を用いることを強いるものではない。

## 5 既存の協議会との関係

### (1) 既存の会議体の活用

地域においては、以下で示すような様々な会議体が存在する。

- ・地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）に第 1 条に規定する「地方青少年問題協議会」
- ・児童福祉法第 25 条の 2 に規定する「要保護児童対策地域協議会」
- ・自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 23 条第 1 項に規定する協議会
- ・孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項に規定する孤独・孤立対策地域協議会

協議会の設置・運営にあたっては、協議会を新たに設置することのほか、これらの既存の会議体に協議会の機能を追加することが考えられる。また、協議会を新たに設置する場合でも、これらの既存の会議体と一体的に実施することや、同日に既存の会議体の開催時間と分けて開催すること等、効果的・効率的な運営も考えられる。なお、既存の会議体の活用においては、各会議体の目的及び役割の相違や、各会議体の構成員の状況等も踏まえるとともに、構成機関等に対する秘密保持義務を始めとして、各会

議体の根拠法の規定に則り、適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

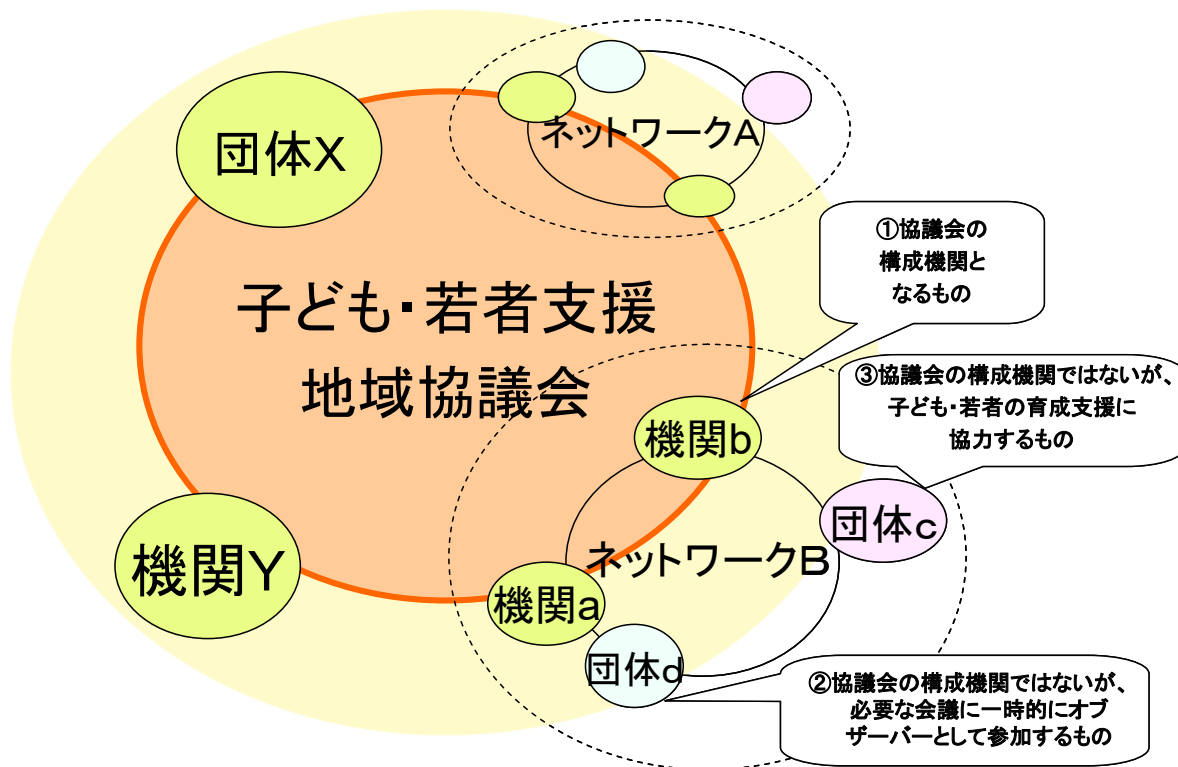
## (2) 既存の会議体及びネットワーク等との連携

会議の対象とされたケースが他の会議体の対象者でもあることや、他の会議体の対象とする方がより適切な対応が可能な場合がある。これらの場合は、協議会内で共有された情報や、議論の内容について、必要に応じて他の会議体に共有、移管する必要がある。

また、(1)で例示したもののほか、以下に挙げるような地域の既存の会議体及び法律に基づかない事実上のネットワーク等においても、連携等の協力関係が望まれる。例えば、①協議会の構成機関となるもの、②構成機関ではないが、専門的知識の提供などのために特に必要とされる場合、必要な会議にオブザーバーとして参加するもの、③構成機関でもオブザーバーでもないが、社会体験の場を提供するなどの協力をするものなどに分けられる場合等があると考えられる（2(4)参照）。

- ・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 9 条第 1 項に規定する支援会議
- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 15 条第 1 項に規定する支援調整会議
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 48 第 1 項に規定する会議
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 81 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会
- ・地域若者サポートステーション事業のネットワーク
- ・ひきこもり地域支援センター等のネットワーク
- ・児童生徒のいじめ・不登校等に対応するためのネットワーク
- ・特別支援教育を受ける児童生徒を総合的に支援するネットワーク
- ・少年の非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク

(参考)既存のネットワークと協議会との関係のイメージ



また、本法では、事実上のネットワークとは異なり、協議会の構成機関等に対して、罰則も含めた法律上の秘密保持義務を課している。

## 6 秘密保持義務（法第24条）

### (1) 趣旨

協議会を構成するすべての者に対して協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしはならないとすることにより、相談者に対して安心して相談できる環境を整備するとともに、協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保することとしている。

ここで、秘密とは「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和48年（あ）第2716号同52年12月19日第二小法廷決定）とされており、協議会の構成機関等が正当な理由なく、協議会の中で共有された相談者に関する情報を協議会の外へ漏洩させるなどすれば、この秘密保持義務への違反が疑われることとなる。

### (2) 適用範囲

本法の秘密保持義務は以下の者に対して課される。

- ① 国又は地方公共団体の機関である場合  
当該機関の職員又は職員であつた者

② 法人である場合

当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

③ ①又は②以外の者

協議会を構成する者又はその職にあった者

(3) 罰則

秘密保持義務に違反した場合には、法の罰則（１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）が適用される。国家公務員法、地方公務員法及び刑法等に対し本法は特別法に当たるため、本法の罰則（１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）が優先して適用される。

(4) その他注意を要する例

① 協議会の構成機関の職員が、会議には直接的には参加していない上司に対して復命した場合、当該上司は協議会の事務に従事する者として秘密保持義務がある。

② 派遣労働者であっても、協議会の事務に従事する場合には、法律上の秘密保持義務がある。

③ 構成機関となるのではなく、単にオブザーバーとして参加する場合、（２）の秘密保持義務の対象とならないことに留意すること。公務員や医師等ならば地方公務員法や刑法等による秘密保持義務が課されるが（（３）参照）、それ以外の者がオブザーバーとして参加する場合には、（２）の法律上の秘密保持義務は生じないことに留意すること。

付言すれば、本法は地方公務員法等による法律上の秘密保持義務を有しない者に当該義務を課し、広くこれらの者が協議会の構成員となりうるようにしたことに留意すべきである。

## 7 個人情報について

※ 下記は、協議会の構成機関等が個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条第 2 項）である場合の記述であり、行政機関等（個人情報保護法第 2 条第 11 項）である場合は、同事業者とは異なる規定（個人情報保護法第 5 章）が適用されることに留意されたい。（より具体的には、個人情報保護法第 5 章の諸規定に則り、保有する個人情報の利用目的の特定をした上で、当該利用目的の範囲内において内部利用及び外部提供を行うことが原則となる。）

(1) 個人情報保護法における、個人情報の第三者提供について

個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律である。協議会においても個人情報

報保護法に則った個人情報の適正な取扱いが必要とされる。

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる。また、「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいい、「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物等を指している。

そして、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者。営利、非営利を問わない。協議会の構成機関等のうち行政機関等でないものは、基本的に個人情報取扱事業者該当する。）は、あらかじめ本人の同意を得た場合、又は本人の同意を得ない場合であっても、個人情報保護法第 27 条第 1 項各号に規定する例外に該当する場合は、個人データを第三者に提供することができる。とされている。

#### ○個人情報保護法

##### （第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限

る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～6 （略）

## (2) 協議会における個人情報の取扱い

協議会における個人情報の取扱い主体は、原則として、協議会の構成機関等に限られる。協議会での共有が想定される個人情報としては、当事者の氏名、住所・居所、連絡先等の基礎的な情報のほか、家族の状況、在学先・勤務先、収入・支出の概況、就労や社会的な活動への参加の有無、利用している福祉サービス、精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状、犯罪歴又は犯罪被害歴等が考えられる。そのうち、各構成機関等が利用する個人情報は、法が目的とする当事者への支援（又は、そのために必要な家族への支援。）を当該機関等で講じるために必要最小限のものであることを要する。具体的に想定される取扱いの流れは下記のとおり。

- ・構成機関等が通常の業務を行う中において、困難な状態にある若者等の中でも、速やかに介入しなければ生命・身体又は財産に危険が見込まれることから、通常の判断能力を有する一般人であれば支援を求めることが想定される状態にある事案、又は、過大な負担を負ったヤングケアラーなど児童の健全な育成が妨げられ又はそのおそれのある事案（以下、単に「事案」という。）を把握する。
- ・当該事案を把握した構成機関等（以下「事案把握機関等」という。）では、その内部での検討の結果、協議会において当該若者等の個人情報の共有を行うことや、他の構成機関等が保有している情報との突合を通じて、包括的に当該若者等の状況を把握した上で、支援の要否や支援の内容、各構成機関等の役割分担について協議会の場で検討することが最良との結論を得る。
- ・次に、事案把握機関等は、協議会の構成機関等間で個人情報の共有を行う前に、まずは、事案把握機関等と協議会の調整機関等（調整機関又は他の構成機関等のうちの機関等）の間で、その両者のみを参加者とする最小構成の協議会（以下、便宜的に「小協議会」という。）を開催する。
- ・小協議会では、当該若者等の状態を踏まえ、情報の共有が必要な構成機関等の範囲を決定する。
- ・小協議会の決定に基づく範囲の参加者で協議会をあらためて開催し、その場においてはじめて小協議会の参加者以外への個人情報の共有がなされる。（このような手順を踏むことで、個人情報の共有の範囲を構成機関等の中でも必要最小限にとどめるこ

とができる)。

- ・協議会に参加した各構成機関等は、協議会における検討を踏まえ、当該機関内における支援体制の構築や支援活動（継続的な見守り、アウトリーチ支援等）の実施に必要な範囲において、取得した個人情報の取扱いを行う。

### (3) 各構成機関等における個人データの第三者提供について

先述のとおり、個人情報保護法は、個人データの第三者提供に関し、あらかじめ本人の同意を得てから行うことを原則としつつ、本人の同意を得ない場合であっても、同法第 27 条第 1 項各号の規定に該当する場合は、例外的に提供を可能としている。これらの原則と例外は、協議会の構成機関等の間で提供がなされる場合においても同様であるが、ここでは後者の例外のうち、「法令に基づく場合」（同項第 1 号）によるものを中心に詳述する。（なお、「個人情報」と「個人データ」の用語の定義は(1)のとおりであり、ここでは法令上の正確性を期して「個人データ」の語を用いているが、實際上、構成機関等において取り扱う個人情報のほとんどが個人データにも該当するものと考えて差し支えない。）

#### ①法令に基づく場合（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号）

法第 20 条第 3 項は、協議会は構成機関等に対し、「支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる」としている。当該規定に基づき個人データの提供が行われる場合において、以下の（Ⅰ）～（Ⅲ）の要件の全てを満たすと判断されるときは、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号に基づく例外として、支援対象者本人の同意を得ずに提供を行うことも可能とされる。

#### （Ⅰ）支援対象者本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意を得られない場合

例えば、薬物やアルコールへの依存等が疑われる場合のほか、精神的な疾患、高次脳機能障害、知的・発達障害等をうかがわせる症状・兆候等があり（※ 1）、その認知機能に支障があることが疑われる場合等においては、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できず、本人同意を取得することが困難である可能性があるものと考えられる。また、虐待や DV 等の被害をおそれ判断能力を失っているとみられる場合や、支援対象者本人が自宅等にひきこもっている等（※ 2）で判断能力の有無を判断することすら困難な場合も同意の取得が期待しがたい場合として想定される。このような場合であっても、まずは相談窓口への相談の勧奨等を行うことが望ましいが、（Ⅱ）に掲げるような状態にあるにも関わらず、通常の判断能力を有する一般人が理解可能な合理的な理由なくこれを拒むような場合も、同意取得が困難なものと考えられる。このほか、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者が判

断できる能力を有していないなどの場合は、親権者（又は法定代理人等）の同意が必要となるが、親権者が上記のような判断能力が不十分な状態にある場合に加えて、例えば、子どもが過大な負担を負うヤングケアラーの状態にあることを問題と認識できなかったり、ネグレクトを最たるものとしてこどもの状態に無関心であったりといったように、保護者としての養育能力やその意思などが不十分とみられる場合は、同意を得ることが困難となる場合も考えられる。

※1 必ずしも医師による疾患の確定診断や成年後見等に関する審判の確定等がある場合でなくとも、その時点における支援対象者本人の状態からこうした症状・兆候等があると、通常の判断能力を有する一般人が判断した場合も含まれる。

※2 例えば、住居に人の気配があり支援対象者本人が在宅していることが明らかなタイミングに複数回訪問してチャイムを鳴らし接触を試みるが、いずれも反応がなく接触が難しい場合など。

(Ⅱ) 速やかに介入しなければ生命・身体又は財産に危険が見込まれるような場合又は児童の健全な育成のために必要がある場合

i 生命・身体又は財産の危険が見込まれる場合

例えば、著しく不衛生な家屋に居住している場合、衣類や身体の著しい不衛生の放置がみられる場合、必要な介護や福祉サービスの拒否がある場合、必要な受診又は治療の拒否がある場合、電気・水道・ガス等の未払い又は滞納を原因として供給停止となっている又はその可能性が高い場合、住居を失っている（居所を転々としている場合を含む。）又はそのおそれがある場合、DV等の被害のおそれのある場合、自殺念慮や自傷（薬物の過剰摂取を含む。）・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないこと等により健康を害している様子である場合、詐欺や脅迫などの犯罪被害を受けるおそれがある場合等であって、このような状態が続くことで、支援対象者本人、その家族又は近隣住民の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常一般人の判断能力をもってすれば判断可能である場合である。

ii 児童の健全な育成のために必要がある場合

18歳未満の児童について、iで掲げたもので共通する場合のほか、いじめ等の被害者である又はその兆候等がうかがわれる場合、不登校やひきこもりの状態にある場合、ヤングケアラーとみられる状態にあり、学業や友人関係等に支障が生じている又は生じるおそれのある場合といった、当該児童の健全な育成が妨げられ又はそのおそれのある場合（いずれの場合も通常の判断能力を有する一般人の判断で足りる。）である。

### (Ⅲ) 協議会の構成機関等の間で情報共有する必要がある場合

例えば、「事案」を把握した構成機関等が、当該状況の改善に向けて当該構成機関等のみで対応することでは(Ⅱ)に掲げるような状態に対処できない場合や、当該構成機関等が有する情報だけでは対処方法を検討するために必要な情報が不足しており、他の構成機関等の情報と突合する必要がある場合、対象者である困難を有する若者等に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命・身体又は財産の保護や児童の健全な育成に資することが見込まれる場合である。

#### ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 2 号）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

例えば、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により急迫した状態にある場合、虐待やDVを受けていると疑われる場合については、当該規定に基づき、緊急の対応として、速やかに医療機関、消防、警察に情報提供することも考えられる。

#### ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 3 号）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

なお、上記は困難を有する子ども・若者を本人とする個人情報を第三者提供する場合の記載であり、家族等を本人とする個人情報を第三者提供する場合は、原則として、当該家族等の同意を得なければならない。また、本人の同意は書面で得ることが望ましいが、その場合の様式については別添 2 を参照のこと。

このほか、個人情報保護法に関する解説については、個人情報保護法についての各種ガイドライン、Q&A 等を参照すること。

URL [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc\\_Guide](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide)

### (4) 情報の安全管理

協議会の庶務を担う者はもとより、構成機関等においても、個人情報保護法に基づき、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要がある。例えば、協議会で配布された個

個人情報記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とするか、あるいは、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理すること等が考えられる。

また、庶務を担う者においては、協議会の事務に従事する者又は従事していた者の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成機関等への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、構成機関等における情報の管理状況を確認し、情報の漏えい等が疑われる場合等には、迅速に適切な措置を講ずる必要がある。

個人情報の漏えい等が発生した場合の対応については、以下の「漏えい等の対応とお役立ち資料」を参照すること。

URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#executive>

## 8 協議会設置の準備

### (1) 準備会の開催

関係機関によって、協議会に対する期待やイメージは当初ばらつきがあるため、協議会を設立するには、事前に十分な協議、調整が必要となる。

また、関係機関等の協議会への参加に際しては、協議会の業務内容や構成員に課せられる秘密保持義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ共通理解を得ることが適当である。

このため、協議会の中心となる機関による準備会を開催し、協議会運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要である。

### (2) 協議会設置のためのチェックポイント

協議会設置のために必要となる主要項目としては、以下のようなものがある。

- ① 協議会設置の単位をどうするか（単独設置か共同設置か。）。
- ② 協議会を構成する関係機関としてどこまでを含めるか（法第 19 条）。
- ③ 調整機関としてどこを指定するか（法第 21 条）。
- ④ 指定支援機関としての機能を担うことのできる団体があるか（法第 22 条）。あるとしてそこを指定することでよい。
- ⑤ 子ども・若者総合相談センター（法第 13 条）の機能を担う機関をどこにするか。

### (3) 要綱の作成

法律上、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めることとされており（法第 25 条）、協議会の設立に先立ち、この内容を関係機関等の間で協議、調整し、設立運営要綱等を作成しておくことが適当である。

要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、①目的、②事業内容、③組織（構成機関、調整機関、指定支援機関等）、④運営方法、⑤秘密保持義務等が考えられる。

### (4) 公示

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない(法第 19 条第 2 項)。

具体的には、規則で定めるとおり、

①協議会を設置した旨(規則第 1 号)

②当該協議会の名称(規則第 2 号)

③当該協議会に係る子ども・若者支援調整機関の名称(規則第 3 号)

④当該協議会に係る子ども・若者指定支援機関の名称(規則第 4 号)

⑤当該協議会を構成する関係機関等の名称等(規則第 5 号)

⑥関係機関等ごとに法第 15 条第 1 項のいずれに該当するかの別(「国及び地方公共団体の機関」、「公益社団法人及び公益財団法人」、「特定非営利活動法人その他の団体」、「学識経験者その他の者」のいずれに該当するかの別)(規則第 6 号)

を公示することが必要である。

ここで、「公示」とは、「一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと。」であり、特に形式の定めはない。そこで、公示は、地方公共団体の広報紙やホームページへの登載で行うことができる。

また、規則第 5 号に「名称等」とあるのは、協議会を構成する関係機関等には「学識経験者その他の者」が含まれ(法第 15 条第 1 項本文)、この場合には、これらの者の「氏名」となるからである。

ただし、これらの個人資格での参加者については、「〇〇知事(市町村長)が指定する者」という形で公示することにより、個人名を公示することなく、協議会構成員とすることが可能である。もともと、秘密保持義務を課せられている対象者を特定する必要があること、また、秘密保持義務は協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても確実に保存しておく必要がある。

#### (5) 構成機関等に対する協力要請

困難を有する子ども・若者に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、協議会は、構成機関等(子ども・若者総合相談センターを含む。)に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる(法第 20 条第 3 項)。

そのため、継続的に情報交換が見込まれる関係機関には、秘密保持義務が課される協議会の構成機関となるようにあらかじめ要請することが望ましい。

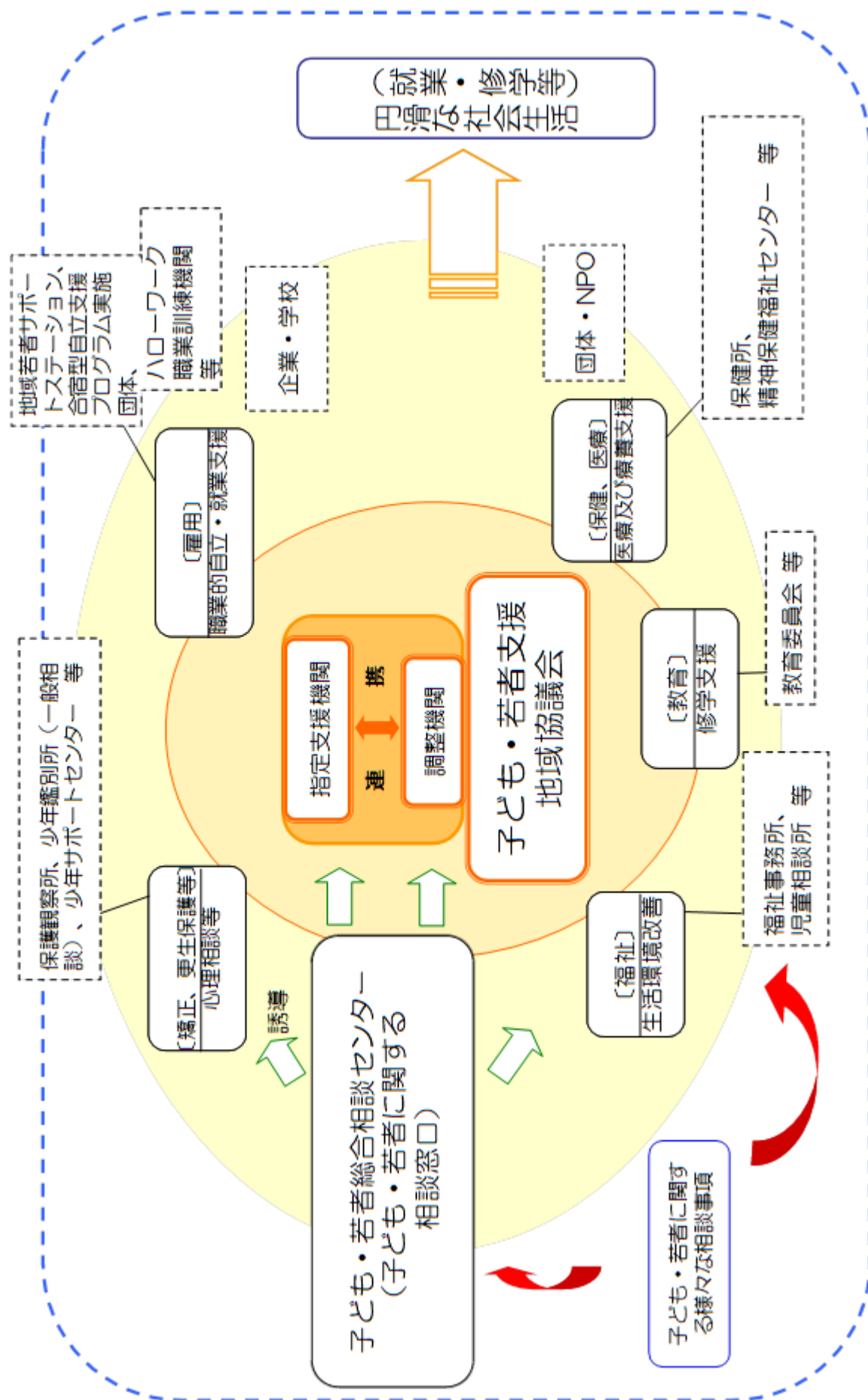
#### (6) その他

協議会の設置の準備においては、より効果的な設置や、設置の支援を目的とした、国が実施する研修や補助金事業等を活用することも検討されたい。

## 9 人材の養成

法第 18 条は、「国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上・・・に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定めている。これは法第 19 条に定める協議会の運営に携わる人材だけを対象とした規定ではないものの、協議会の円滑な運営のためには、研修等を通じ人材の養成及び資質の向上に努めることが必要である。

# 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク(イメージ)



## 個人情報の取扱いに関する同意書(様式例)

〇〇〇〇(機関・団体名)は、相談者に関する個人情報を下記のとおり取り扱います。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

〇〇〇〇は、個人情報を以下の目的のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

- (1) □□における××の実施、関連する△△  
についてのご案内や◇◇◇に関するお知らせ
- (2) …
- (3) …
- (4) …

#### 必要に応じて限定列举

※個人情報が、どのような事務又は業務、事業の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に記載すること。

#### 2. 個人情報の第三者提供

〇〇〇〇は、個人情報を以下により第三者に提供します。

##### (1) 個人情報の提供先

〇〇〔都道府県・市町村〕子ども・若者支援地域協議会の構成機関等(機関等名を列記)

##### (2) 提供される個人情報の内容

申込様式に記入した個人情報(氏名、生年月日、連絡方法等が想定される。)

##### (3) 提供先における個人情報の利用目的

- ① 子ども・若者育成支援推進法第15条第1項各号に掲げる支援
- ② 支援に必要な情報の交換、支援の内容に関する協議の他、必要な業務

○ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第15条第1項各号

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

令和 年 月 日

本人署名 (印)

<本人が未成年者の場合>

法定代理人署名 (印)

続柄